

京 都 大 学 排 出 水 ・ 廃 棄 物 管 理 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）並びに<u>本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条第1項において同じ。）</u>をいう。</p> <p>(総括者等)</p> <p>第3条 京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 <u>環境・安全・衛生委員会</u>は、京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する基本的方策について調査審議し、及び必要に応じて関係各部局等との連絡調整を行う。</p> <p>3 <u>環境保全センター</u>は、廃液の集中処理装置を共同利用に供し、かつ、必要に応じて京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する指導助言を行う。</p> <p>(部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第2（排水・廃棄物の管理等に関し部局等の長の行うべき事項）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事項を<u>環境保全センター</u>を経て総長に報告すること。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(10) 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ所定の事項を<u>環境保全センター</u>を経て総長に届け出ること。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条及び第47条の6を除く。）に定める施設等をいう。）並びに<u>事務本部</u>をいう。</p> <p>(総括者等)</p> <p>第3条 京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 <u>環境安全保健委員会</u>は、京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する基本的方策について調査審議し、及び必要に応じて関係各部局等との連絡調整を行う。</p> <p>3 <u>環境安全保健機構（以下「機構」という。）</u>は、廃液の集中処理装置を共同利用に供し、かつ、必要に応じて京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する指導助言を行う。</p> <p>(部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>別表第2（排水・廃棄物の管理等に関し部局等の長の行うべき事項）</p> <p>(1)～(8) (同 左)</p> <p>(9) 次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事項を<u>機構</u>を経て総長に報告すること。</p> <p>(ア)～(オ) (同 左)</p> <p>(10) 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ所定の事項を<u>機構</u>を経て総長に届け出ること。</p>